

令和7年度第7回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年11月4日（火）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第45号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第46号 特定農地貸付の承認申請について

議案第47号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第48号 生産綠地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第49号 非農地通知交付申請について

議案第50号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第51号 農用地利用集積等促進計画について（要請）

(2) 報告

報告第29号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第30号 現況証明願について

報告第31号 農地の転用のための届出の受理について

報告第32号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第33号 農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

9番 神谷 六雄、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉、13番 加藤 健一

14番 内藤 成一郎、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畠柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畠柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春

36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

10番 酒井 美明、15番 二村 誓也

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事
(2) 農務課 主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は 10 番の酒井 美明委員と 15 番の二村 誓也委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは 4 番の柴田 若江委員と 5 番の竹田 圭一委員にお願いいたします。
それでは議事にしたがいまして、議案第 45 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 3 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

加藤(健) 委員：申請番号 30 番 調査員の二村誓也委員が本日欠席のため、13 番加藤が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 7 年 10 月 24 日となっております。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していくことを認めたいとのことです。調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実と認められることがあります。よって、調査員総合意見としては可となっております。

柴田(享) 委員：申請番号 31 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 27 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していくことを認めたいとのことです。調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

八田 委員：申請番号 32 番 調査年月日は令和 7 年 11 月 1 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していくことを認めたいとのことです。調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 46 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(特定農地貸付の承認申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

加藤(良) 委員：申請番号 3 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 24 日。承認申請者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。本申請地は市街化調整区域内の農地となっております。位置や面積等は特に問題ありません。募集方法においても特に問題ありません。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見は承認といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、承認するものとします。次に、議案第 47 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 8 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

竹田 委員：申請番号 48 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 23 日。本案件は、市発注の下水道管渠築造工事を受注したが、資材置場が不足するため、申請地を資材置場として利用

したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(政) 委員：申請番号 49 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 25 日。本案件は、現在賃貸住宅に暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 50 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 29 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 3 人で暮らしているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 51 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 4 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 52 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 27 日。本案件は、現在農産物の生産、加工、販売事業を行っているが、作業用車両の駐車場が不足しており、耕作地への進入路も確保できないため、申請地を駐車場及び進入路として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(享) 委員：申請番号 53 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 27 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 4 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号 54 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 21 日。本案件は、現在家族 6 人で実家で暮らしているが、家財道具が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号 55 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 14 日。本案件は、自社受注の

残土処分先を探していたところ、高低差があり湿地状態となっている申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 48 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

小野 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 22 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 49 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号8番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについて後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

鈴木(泰) 委員：申請番号9番 調査年月日は令和7年10月23日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。次に、申請番号8番を審議するため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号8番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

近藤 委員：申請番号8番 調査年月日は令和7年10月20日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第50号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第 51 号を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(要請)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、要請するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2 件
現況証明願について	1 件
農地の転用のための届出の受理について	12 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	22 件
農地転用許可後の事業計画変更（5 条）の承認について	1 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。次に、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局より説明をお願いします。

事務局：（農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、説明を行った）

会長：ありがとうございました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので、決議にあたり私の方で「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を読み上げさせていただきます。（全文読み上げ）以上の内容で、賛同いただける農業委員及び推進委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：ありがとうございました。ただ今をもって、農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議いたします。あらためて職責を自覚し、綱紀粛正に努めてまいりましょう。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

－午前 10 時 30 分終了－

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（4番）

岡崎市農業委員会委員（5番）